

議会議案第34号

議会運営委員会を軽んじる高橋浩司議員らへの問責決議について

議会運営委員会を軽んじる高橋浩司議員、日向慎吾議員、永田磨梨奈議員、小野田康成議員の4名の議員の責任をここに問い、猛省を求めることに関し、次のとおり決議する。

平成28年12月27日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長  
上 畠 寛 弘

## 議会運営委員会を軽んじる高橋浩司議員らへの問責決議

本市議会では、鎌倉市議会基本条例第18条第2項の規定により、議員定数のあり方について各種調査及び意見の聴取を実施し、議会運営委員会における議員定数のあり方の協議の結果、議員定数のあり方に関しては、意見の一致を見ることができなかったことが答申されたところである。

ところがこのたびの議会議案第27号は、この答申に同意した議会運営委員会委員及び当該委員の選出会派である鎌倉夢プロジェクトの会の所属議員により提案されたものである。なおかつ、当該会派は、議会基本条例制定調査特別委員会委員長を選出した会派であり、当該会派の一連の行動は、議会運営委員会、ひいては議会を軽視するものであり、決して看過できないものである。

よって、本市議会は、議会議案第27号を提出した当該会派の高橋浩司議員、日向慎吾議員、永田磨梨奈議員、小野田康成議員の4名の議員の責任をここに問い、猛省を求める。

以上、決議する。

平成28年12月27日

鎌 倉 市 議 会